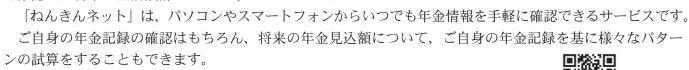
11月30日は 「年金の日」!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人が、「ねんきんネット」等を 活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額

を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか?



ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧下さい。

※日本年金機構ホームページ (ねんきんネット) → https://www.nenkin.go.jp/n net/



無職や失業、パートなどで収入が少なくなり、国民年金の掛け金を納めるのが困難な時、申請して承認されると掛け金が免除される制度があります(免除期間は翌年の6月まで)。免除には「全額免除」・「3/4免除」・「1/4免除」の4種類の保険料免除制度と50歳未満の方に限定される「納付猶予制度」・学生の方に限定される「学生納付特例」があります。

- ◎保険料免除・納付猶予の承認基準(所得の基準)は以下のとおりです。
 - (前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)
 - ★【保険料免除制度】申請者本人・その配偶者・世帯主の前年所得により審査されます。
 - ●全額免除→(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※1)
 - 3 / 4 免除→8 8 万円(※2) +扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
 - ●半額免除→128万円(※3)+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
 - 1 / 4 免除→ 1 6 8 万円(※ 4) + 扶養親族等控除額 + 社会保険料等控除額等
 - ★【納付猶予制度】申請者本人・その配偶者の前年所得により審査されます。
 - ●納付猶予→(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※1)
- ◇令和2年度以前は(※1)は22万円、(※2)は78万円、(※3)は118万円、(※4)は158万円
- ◇上記「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額なので、源 泉徴収票・確定申告控等でご確認ください。
- ※「全額免除」以外は、所定の掛け金を納めなければ、未納扱いとなりますので、必ず納めましょう。
- ※申請月の2年1ヶ月前までしか、さかのぼって申請することができませんので、申請したい方は早めに届出しましょう!
- ◎季節労働者の方が冬期間離職となり、厚生年金がきれる場合、60才前であれば国民年金1号被保険者への変更となります。扶養していた配偶者も一緒に強制変更となります。

<u>失業により申請される場合は、離職中であることを証明できるもの(雇用保険受給資格証や離職票など)をお持ち</u>ください。

~国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう~ = 年金は世代と世代の支え合い =

お問い合わせ先

町 民 課 戸 籍 医 療 年 金 係 (TEL 2-2453) 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)